

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年12月4日(2008.12.4)

【公表番号】特表2008-516678(P2008-516678A)

【公表日】平成20年5月22日(2008.5.22)

【年通号数】公開・登録公報2008-020

【出願番号】特願2007-536855(P2007-536855)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/115 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/11 3 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成20年10月10日(2008.10.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

支持構造体を腸管部分間に配置するためのアセンブリであって、

a) アンビルアセンブリおよび管状本体部分を有する環状外科手術用ステーリングデバイスであって、該アンビルアセンブリが、アンビル部材および第1シャフトを有し、該管状本体部分が、環状の構成の複数の外科手術用ステーブルを保有し、該管状本体部分が、該外科手術用ステーブルの半径方向内側に配置された第2シャフトを有し、該アンビル部材の該第1シャフトが、該管状本体の該第2シャフトに取り付けられ得る、環状外科手術用ステーリングデバイスと、

b) 該第1シャフトおよび該第2シャフトのうちの一方の上に配置するための、ほぼ中心に位置するアパーチャを有する支持構造体とを備え、

c) 該支持構造体は、接着剤、シーラント、止血剤、および薬剤のうちの少なくとも一つから成る群から選択される材料を含む、アセンブリ。

【請求項2】

前記支持構造体に前記材料が含浸されている、請求項1に記載のアセンブリ。

【請求項3】

前記支持構造体が、膨張可能な環状構造体を備え、かつ、第1の折り畳み位置から第2の拡張位置に展開可能である、請求項1に記載のアセンブリ。

【請求項4】

前記支持構造体が、拡張位置では、前記材料を収容するための内部空間を画定するトロイダル状の形状を有する、請求項3に記載のアセンブリ。

【請求項5】

前記環状構造体が、円形管と、該円形管から半径方向内側に延在する複数のスポークとを備える、請求項4に記載のアセンブリ。

【請求項6】

前記支持構造体の内部空間が前記材料を含む、請求項5に記載のアセンブリ。

【請求項7】

前記材料が、2部接着剤の第1部分を含み、かつ、前記支持構造体の内部空間の第1チャンパー内に配置される、請求項6に記載のアセンブリ。

【請求項 8】

前記 2 部接着剤の第 2 部分が、前記支持構造体の内部空間の第 2 チャンバー内に配置され、前記材料の第 1 部分および第 2 部分が、前記ステーブルの展開後に該支持構造体から放出される、請求項 7 に記載のアセンブリ。

【請求項 9】

前記ステーブルが、前記 2 部接着剤の第 2 部分を有する、請求項 7 に記載のアセンブリ。

【請求項 10】

前記支持構造体が、形状記憶材料を含み、かつ、第 1 の折り畳み位置から第 2 の拡張位置に展開可能である、請求項 1 に記載のアセンブリ。

【請求項 11】

前記支持構造体が形状記憶合金を含む、請求項 4 に記載のアセンブリ。

【請求項 12】

前記支持構造体が、第 1 層および第 2 層を含む、請求項 1 に記載のアセンブリ。

【請求項 13】

前記第 1 層が、2 部接着剤の第 1 部分を含み、前記第 2 層が、該 2 部接着剤の第 2 部分を含む、請求項 12 に記載のアセンブリ。

【請求項 14】

前記支持構造体が、2 部接着剤の第 1 部分を含み、該 2 部接着剤の第 2 部分が、該支持構造体に適用される液体を含む、請求項 1 に記載のアセンブリ。